

[別紙1]

鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (例年7月頃に通知)

○交付申請は、例年、6月補正後に担当課より申請依頼を行っておりますので、
下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

3. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払い完了後をいう

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

4. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内。3月31日完了の 場合は翌年度の4月20日までに提出。)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部・ささえあい福祉局福祉保健課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857-26-7158 fukushihoken@pref.tottori.lg.jp